



Press Release

報道関係者 各位

令和 7 年 10 月 15 日

国立医薬品食品衛生研究所

企画調整主幹 横田 雅彦

業務課長 矢野 健太郎

代表電話 (044) 270-6600

国立医薬品食品衛生研究所が所有するボツリヌス毒素 (特定二種病原体等) の数量齟齬事案について

国立医薬品食品衛生研究所において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 56 条の 31 第 1 項の規定に基づく立入検査(令和 7 年 10 月 7 日実施)に向けた準備を進めていたところ、研究のため保管管理する特定二種病原体等(ボツリヌス毒素)の数量と台帳記載の内容に齟齬があることが判明しました。

弊所においてボツリヌス毒素は、所内の複層によるセキュリティシステムで管理されており、警察による実地捜査では、ボツリヌス毒素に関与していない者が容易に持ち出すことはできないシステムであること等が確認されており、現時点において外部への持ち出しの可能性は、限り無く低いと考えられます。

また、ボツリヌス毒素は型によってはボツリヌス菌が産生する食中毒の原因物質として知られています。毒素自体は増殖することはなく、日光下で 1 ～ 3 時間、水道水中の塩素によって 20 分で 8 割程度、空気中では 12 時間以内で無毒化されるとされています。さらに、量の減少が認められた今回のボツリヌス毒素の型は、これまで人に食中毒を起こしたことは稀です。

既に、ボツリヌス毒素の保管庫に到達するまでの多段階における複数人でのチェック、複数人での使用等の管理手順の見直しを行う等、より厳格な管理を行うよう、再発防止策を講じておりますが、引き続き原因究明の調査を実施します。